

国保税の

納付

納税義務者は世帯主

国保税の納税通知書は、各世帯主に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、その世帯で国保に加入している人がいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

必ず納期内に納めましょう

今年度の国保税の納税通知書は、今月上旬に送付します。

もし、国保税を納めていない人がいると、他の加入者との公平を欠くばかりか、国保の財源が不足し、十分な保険給付が受けられなくなります。

納期は次のとおりです。必ず納期までに納めてください。

納期	納期
第1期	平成17年8月1日
第2期	平成17年8月31日
第3期	平成17年9月30日
第4期	平成17年10月31日
第5期	平成17年11月30日
第6期	平成17年12月26日
第7期	平成18年1月31日
第8期	平成18年2月28日

納付は口座振替で

口座振替にすると、あなたの指定する預貯金口座から自動的に納付できます。納めに行く手間がかからず、うっかりして納付を忘れていたりすることもなく便利です。

口座振替の手続きは、取り引きしている金融機関へ、預貯金通帳・通帳印・納税通

国保税を滞納すると

1. 納期限が過ぎると、20日以内に督促を行います。

2. それでも納めないと、通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。「短期被保険者証」は、ひんぱんに更新が必要になります。

3. 納期限から1年過ぎると保険証を返してもらい、代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。

知書を持参し、口座振替依頼書を提出してください。提出した翌月から口座振替できます。

社会保険料の控除の対象に

納めた国保税は、所得税や市民税の課税対象となる所得から差し引かれます。領収書はきちんと保管しておきましょう。

4. 納期限から1年半を過ぎると、国保の給付を全部または一部差し止めることとなります。

5. そのほか、財産などの差し押さえの措置をとる場合があります。

納付相談を行っています

だれでもやむを得ない事情は生じます。分割納付などもできますので、滞納のままにせず、納付方法について、早めに収納課で相談してください。また災害そのほか、特別な事情で国保税を納められなくなったときは、申請により国保税の減額・免除や被保険者証の返還猶予などが認められることもあります。

証の更新

入院したときに食事代の自己負担が減額になる「標準負担額減額認定証」と70歳以上の人の医療費の負担割合が記載された「高齢受給者証」の有効期限は今月末です。標準負担額減額認定証は手続きが必要です。

【標準負担額減額認定証】

入院時食事代の負担額 下の表のとおり
対象 平成17年度の市民税が、非課税の世帯の国保加入者で、入院中または入院する予定のある人

有効期間 8月1日～来年7月31日

手続き 8月1日(月)から、保険医療課または各支所の住民生活課で交付申請手続きをしてください。

入院日数が過去1年間に90日を超える人は、医療機関の領収書または入院期間証明書などの確認書類が必要です。

【高齢受給者証】

判定基準 下の表のとおり

対象 70歳以上で老人保健医療の該当となるまでの国保加入者

有効期間 8月1日～来年7月31日

手続き 手続きは不要です。平成17年度市民税の課税所得により負担割合を判定し、今月下旬に証を郵送します。

負担区分	判定基準
2割負担	市民税の課税所得が145万円以上
1割負担	上記以外の人

70歳以上の人が同一世帯に2人以上いる場合、一人が基準額を超えていれば70歳以上の人は2割負担となります。

課税所得が判定基準を超えても、年間収入額が484万円未満(70歳以上の人が2人以上いる場合は、合計収入額621万円未満)の人は、申請により1割負担となります。

市民税課税世帯		1日 780円
市民税 非課税世帯	90日までの入院	1日 650円
	90日を超える入院	1日 500円